

令和元年度第1回

小金井市環境審議会会議録

令和元年度第1回小金井市環境審議会会議録

- 1 開催日 令和元年6月26日(水)
- 2 時間 午後2時00分から
- 3 場所 小金井市商工会館3階A会議室
- 4 議題 前回会議録について(資料1)
- 5 報告事項 (1) ダイオキシン類調査について(資料2)
(2) 自動車騒音常時監視調査結果について(資料3)
(3) 道路交通騒音・振動の要請限度調査結果について(資料4)
(4) 令和元年度小金井市環境賞について
- 6 その他
- 7 次回審議会の日程について
- 8 出席者 (1) 審議会委員
会長 福士 正博
副会長 池上 貴志
委員 小柳 知代、鴨下 敏明
鈴木由美子、小野 郁夫
石田 潤、羽田野 勉
宗野 喜志
(2) 事務局員
環境部長 柿崎 健一
環境政策課長 平野 純也
環境係長 眞柴 英明
環境係専任主査 荻原 博
環境係主事 鳴海 春香
環境係 阪本 晴子
- 9 傍聴者 2名

令和元年度第1回小金井市環境審議会会議録

福士会長 令和になりましてから、今回第1回目ということになります。環境審議会を開催させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議題に先立ちまして、事務局より、事務連絡、本日の資料の確認等をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

眞柴係長 それでは、事務局より、2点、事務連絡を申し上げます。

1点目、欠席委員についてですが、本日は原田委員からご欠席のご連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

2点目、会議録の作成に際し、事務局によるICレコーダー録音方式となっておりますので、ご発言の際は、ご面倒ですが、ご自身のお名前を先におっしゃってからご発言をお願いいたします。

続きまして、本日の資料のご確認をさせていただきます。本日の資料は、本日机上に配付させていただいております次第、事前に郵送させていただいた資料1「平成30年度第4回小金井市環境審議会会議録」、資料2「大気質調査報告書（ダイオキシン類）平成30年度」、資料3「平成30年度自動車騒音常時監視調査委託 自動車騒音の常時監視に係る調整報告書」、資料4「平成30年度自動車騒音常時監視調査委託 要請限度に係る自動車交通騒音振動調査報告書」の合計5点でございます。お手元に不足がございましたら、事務局までお申しつけください。

配付資料の確認は以上でございます。

福士会長 今、資料の確認等をいただきましたけれども、資料に不足等がございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日の議題に入りたいと思います。

事務局からお話がありましたように、この審議会の次第に従って、議題の順序に従って進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最初の議題ですけれども、資料の1をごらんになってください。前回の環境審議会の会議録が皆様のお手元に事前に配付されているんじ

ゃないかなと思いますけれども、お読みになっているということを前提にして、この議事録について何かお気づき等のことがありましたらご発言いただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

小柳委員、どうぞ。

小柳委員 細かい点なんですけれども、議事録の14ページなんです、14ページなんです、私の言い方が悪かったかと思うんですけれども、センターの会場使用料が無料なのでというところなんです、センターの環境教育に関連する共催の事業などに関してはそういう位置づけで無料というか、使用料なしという形なので、書き方を変えていただくか、消していただいたほうがいいかなと思うんですが、お願いします。

福士会長 前回の会議録の14ページの小柳委員の発言のところですね。最初のパラグラフのところに、環境教育研究センターの「会場使用料とかも無料なので」という発言、これはおそらく前回、小柳委員がこのように発言されたんだと思いますけれども、ちょっと不正確だということがあるので、消していただくか、書き直していただくかということなんですけれども、これは通常ですと、どういうふうな扱いになるんでしょうか。

眞柴係長 消す形で対応させていただきます。

福士会長 消す形でもよろしいですか。

荻原専任主査 市の主催とか共催とか、そういうことだったら無料になりますけれども、共催申請か何か出せばいいということですよ。誰でも無料になるという話じゃない。

眞柴係長 それでは、共催申請をすればという形で修正させていただきます。

福士会長 皆様のほうはそれでよろしいでしょうか。

では、事務局と小柳委員で話し合っていて、こういう表現がいいんだというところで、よろしく願いいたします。

ほかの委員の方で、何か議事録でお気づきのところはいかがでしょうか。

どうもありがとうございました。

それでは、1点、小柳委員から発言がありましたけれども、その部分を含めて、皆様からご承認をいただいたということにさせていた

だきたいと思います。

それでは、次に報告事項が何点かございます。

最初に、ダイオキシン類の調査についてということで、これも事務局から報告をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

荻原専任主査　ご報告させていただきます。

それでは、資料の2をごらんください。大気質調査のダイオキシン類について報告させていただきます。

まず、これは夏季と冬季に年2回測定しております。1ページ目をごらんください。夏季のほうは小金井市東センターと小金井市保健センターの2カ所で8月23日から測定しております。冬季につきましては、通常、東センターで測定するはずだったんですが、行ってみたら電源がなくなっておりました、東センターで測定できずに、急遽、近くの東児童館をお借りして測定したということがありましたので、冬季については、測定地点が例年より変わりました、東児童館と保健センターの2カ所で測定させてもらいました。

測定地点につきましては、次の2ページ目をごらんいただけるとわかるかと思うんですけども、色がついていないのでわかりにくいですが、黒ポチがついているところが測定地点です。保健センターと、東のほう、右のほうに夏季の東センター、冬季の東児童館の位置が黒ポチで示してあります。

測定結果につきましては、6ページをごらんください。夏季の測定におきましては、東センターが0.009ピコグラム、保健センターは0.009ピコグラムと同じ数値になりました。

冬季のほうが、東児童館が0.025ピコグラム、保健センターが0.025ピコグラムと、これも同じ数値になりまして、それぞれ夏季の平均が0.009、冬季が0.025となりまして、年間の平均が0.017となっております。

それから、昨年のご質問で、なぜ二重測定を1カ所でしかやらないのかということで、全部でやればよりいいんじゃないかというようなご質問があったかと思うんですけども、それにつきましては、一番下の注2のところに注書きをさせてもらいました。ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアルというものが環境省で定められていまし

て、その中においては、二重測定試料の採取は可能であれば一連の試料採取において試料数の10%程度の頻度で行うのがよいとされております。そうすると、うちの場合は、2カ所、2試料を採取しておりますので、そのうちの1カ所でやると50%ということになりますので、マニュアルに書いてある分を十分満たしているということで、1カ所でやっております。

それから、年間の平均値が0.017ピコグラムとなっておりますけれども、環境基準が0.6ピコグラムですので、それよりも随分低い値なんですけれども、これが一体どうなのかというところの評価が12ページにまとめとして書いてあります。そこの真ん中辺の6-2の地域住民への環境評価というところを見ていただけますでしょうか。今回の調査地点周辺住民の一日呼吸量を15立米、体重を50キログラムと仮定し、大気からのダイオキシン類の曝露量を、本年度の調査結果0.017ピコグラムを用いて計算すると、0.0051ピコグラムとなります。これをダイオキシン類の「ダイオキシンの耐容一日摂取量について」である4ピコグラムと比較すると、0.13%の寄与率であったということで、人間が1日にダイオキシン類を体内に取り入れても大丈夫だよという数字が4ピコグラムと定められているんですけれども、その0.13%の寄与率ということで、これも随分低い値になっているということがわかるかと思えます。

そんなところで、簡単ではございますが、私からの報告を終了させていただきます。

福士会長 では、事務局から今ご報告いただきましたけれども、いかがでしょうか。

羽田野委員 細かいことで申しわけないんですけれども、数値的には完全に基準以下となっていると思うんですが、夏季と冬季で数値だけ見ると約3倍ぐらいの違いなんですよね。ただ、基準よりかなり低いというのはわかるんですが、その違いというのは何から来るんですか。気象条件なんですか。風速とか気温とかが当然、夏季と冬季は違うので、夏季のほうが風速が高い、だから、風で流されているのかなとか、そういう影響というのは何かあるんですか。風速とか温度とか湿度とか、どうなんですか。

荻原専任主査 もちろん気象条件に左右されるところは大きいかと思うんです。本日は報告ができなかったんですけれども、次回、大気質調査の報告をさせていただきますが、大気質調査は年に1回、2月に測定しております。これはなぜ年に1回しか測定しないのかというところで、これも以前質問に出たかと思うんですけれども、夏季と冬季とを比べますと、夏季のほうが大気の流れが大きいので、濃度的には低くなりやすい。冬季のほうが大気の流れが少ないものですから、そこに滞留しやすいということで、濃度が高くなりやすいというところで、冬場に測定しているというようなことを前にご説明したことがあったと思うんですけれども、それと同じかと思います。

羽田野委員 わかりました。

福士会長 今のご質問と関連するかもしれませんが、13ページのところに表の5がございますよね。平成14年度から30年までの時系列的な推移というものが夏季と冬季に分かれて書かれてありますけれども、確かにご質問のあったように、30年度の場合には夏季と冬季で3倍程度の違いがあるということですが、年度によっては、むしろ冬季のほうが低い値のときもあると。だから、季節的な変化というよりも、たまたま調査したときの気象条件や、さまざまなほかの条件等があるんでしょうけれども、それによって大きく左右される性格を持っているということですか。

荻原専任主査 どうしても大気なので、風が強ければ、物質がみんな飛んでいってしまいますし、気流がなければ、そこにとどまって濃度が高くなっていくというのがありますので、その日、たまたま冬場でも風が強いとか、夏場でも風が弱いとかというのはありますので、一概には言えないんですけれども、大体、季節的なことで言うと、夏場よりも冬場のほうが大気の流れが少ないということはありません。

福士会長 よろしいでしょうか。国の基準よりも相当下回っているので、差し当たり、特段問題にするようなことはないんじゃないかというような一般的な評価で……。

じゃあ、石田委員。

石田委員 測定範囲外のことを聞くので大変申しわけないんですけれども、都内とか近隣で、ダイオキシンの変動が基準を超えなくても、大きく変

わったというようなうわさは、どこかで流れているということはないですか。特にそういう話はないですか。ダイオキシンでの問題というのはないですか。

荻原専任主査 そうですね。もしそういうところがあったとすると、会議とかでそういう話題も出ると思うんですけども、そういうことはないのです。

石田委員 わかりました。安心しました。どうもありがとうございます。

福士会長 小野委員、どうぞ。

小野委員 最初に12ページの6-2について説明がありましたので、ここでは耐容一日摂取量に対する調査結果から曝露量を計算されて、比較検討されていますよね。せっかくこれが出ていますので、もう一つの環境省の指針、これに対して、調査結果の曝露量0.0051ピコグラムがどのような状況になっているかを比較検討されたらどうかなと思うんですけども。どうかわかりませんが、調査地点の周辺の住民はもちろんそうですけれども、ダイオキシンの濃度調査に対して、市民の関心度はイメージ以上に高くなるんじゃないかと思うんですね。そんなところから、これにプラス、環境基準の0.6 pg-TEQ/m³の曝露量を同じ条件で計算されて比較検討されたらどうかなと思うんですけども、いかがでしょう。

石田委員 4 pg-TEQ/m³というのがそのことをいうんですか。それに対して十何%しか被曝していませんよということなんですか。

小野委員 これは基準値のあれでしょう。耐容一日の摂取量との比較ですよ。ダイオキシンの耐容一日摂取量。

福士会長 小野委員がおっしゃっているのは、1日の摂取量のところで大体どのくらいの寄与率になるのかというパーセントは出ているんですけども、その曝露量のところで、国の基準のところとどういうふうになっているのかという割合を出したほうがいいんじゃないかということですか。

小野委員 せっかくここに環境省の指針が1日の摂取量と環境基準値と2点出ていますよね。今、片方1点だけが比較されている。もう一点のほうも同じように比較されたら、また関心度が高まるんじゃないかなと。

荻原専任主査 耐容一日の摂取量が4ピコグラムの線があって、そこでこの寄与率のグラフというか、あれをつくったらどうかということでもよろしいで

しょうか。

福士会長 いや、そういうことじゃなくて、それはここの12ページの6-2のところに出ているので、人が摂取するときの摂取の割合というものが、国の基準と小金井市で調査をした2つの調査地点での、これは平均値ですけれども、出されて、0.013%でしたっけ、ということとでされているんですけれども、調査した曝露量というんでしょうか。そここのところは国の基準というものがあるはずだろうから、そここのところで、小金井市の場合、何%ぐらいになっているのかというふうにして出していただいたほうが、もっと丁寧なんじゃないだろうかというようお願いというんでしょうか。

小野委員 環境基準値というのが0.6ということで出ていますよね、濃度が。これの曝露量との比較がなされていないので、これをやられたらいかがかなど。

池上副会長 でも、それって、このグラフにもありますけれども、0.6分の0.017をすること結局同じことじゃないかと思います。この0.6という数字で1年間曝露した場合と、0.017で1年間曝露した場合の割合というのは、0.6と0.017の数字を比較すれば。

小野委員 そうですよ。

池上副会長 だから、これでパーセントを出すのと同じこと。

小野委員 その曝露量がここに載っていないもんですから、これを計算されて、そうすれば比較できるんじゃないかなと。環境基準値の0.6 pg-TEQ/m³は濃度ですよ。

池上副会長 このグラフの？

小野委員 いや、環境省の基準値というのは濃度の基準値ですよ。

池上副会長 この0.6という数字？

小野委員 ええ。そうですよね。そうすると、濃度に対する曝露量を計算して……。

池上副会長 曝露量が同じ数字を使うわけですよ。

福士会長 それはそうですね。

池上副会長 そうすると、その環境基準に対する小金井市の結果の割合というのは、0.6に対して0.017なので、大体三十数分の1ぐらいですかね。だから、3%ぐらいじゃないですか。

小野委員　　そういう単純計算で。

池上副会長　　になると思います。

小野委員　　なりますか。

池上副会長　　この0.017を使っていたところを0.6で計算するということで
すよね。

小野委員　　ええ。

池上副会長　　そうすると、数字が30倍……。

小野委員　　0.017の濃度でいきますと、曝露量は0.0051ということ
すよね。

池上副会長　　はい。それを0.6……。

小野委員　　じゃあ、0.6のときの曝露量というのが幾つになって。

池上副会長　　そうすると、大体30倍ぐらいなので、数字も30……。

小野委員　　そういう単純計算で……。

池上副会長　　0.017のところを0.6に変えて計算するということです。

小野委員　　そういう単純計算でいいんですね。

池上副会長　　そうすると、単純に30倍する。

小野委員　　ああ、そうですか。詳しくないものですから、ちょっとお聞きした
んですけど。

福士会長　　要するに、1日の摂取量が小金井の場合は0.0051ピコグラム
で、国の基準というものが4グラムということですから、0.005
1割る4ということですよ。これが0.13%ということですよ。今
の小野委員の質問は、曝露量そのものの、これは夏と冬の平均値
ですけども、それが0.017ピコグラムなので、国の基準は0.6
なので、ここを単純に割り算すればいいということですよ。その
割合を出してくださいということですか。

池上副会長　　4ピコグラムのほうが大分緩い基準ということになりますね。0.
6という濃度の基準のほうが大分厳しい基準になっていると。

小野委員　　それは厳しくなりますよね。そこのところがうたわれていないので、
どうかなと。

池上副会長　　こっちの赤色の線のほうが数値的には厳しい基準なので、そっちを
見ても、大分低いですねということになると思いますけれども。

福士会長　　市民の方に公表するときには、6ページのところも公表するわけで

すよね。表1の一番上のところに環境基準は0.6ピコグラムである、これが国の基準であって、小金井の場合は0.017ということですので、心ある人と言ったらあれですけども、こういうことに關心を持っている人は、おそらく国の基準を相当下回っているというのはおわかりになるかなと思うんですよね。しかも、池上委員がおっしゃっているように、12ページに書かれてあるほうが表現としては非常に厳しいものを出しているのです、ということのようですけども、それでよろしいですか。

小野委員 結構です。

福士会長 それでは、ほかにございますか。

それでは、次の報告事項の2番目に移らせていただきます。資料の3をごらんになってください。

小野委員 ちょっと今のところのグラフを見ていて気がついたんですけども、13ページの図6というのは図7になるんじゃないですか。

福士会長 ナンバリングが間違っていますか。図の6が2つありますね。

小野委員 10ページに図6というのは出ていますよね。

荻原専任主査 済みません。ご指摘ありがとうございます。

福士会長 それでは、そこだけ直していただいて。

それでは、報告事項の2のほうに移らせていただきます。自動車騒音常時監視調査結果についてということで、資料の3をごらんになってください。また事務局からよろしくお願いいたします。

荻原専任主査 それでは、引き続き、荻原のほうから報告させていただきます。

自動車騒音の常時監視につきましては、騒音規制法第18条第1項の規定に基づいて、小金井市内における主要幹線道路を対象とした自動車騒音の状況の常時監視として実施しました。評価対象路線の環境基準の達成状況の把握を行い、今後の総合的な道路環境の各種施策への反映を図るものとして行っております。

今回は、全区間を国土交通省が発表している27年度の交通センサスでの全面移行を行いました。それまでは22年度のセンサス区間を使用していたんですけども、5年に一度、国土交通省から見直しが入りまして、今年度につきましては、一番新しい交通センサスである27年度の交通センサスで全面移行を行いました。

全面移行するに当たり、センサスの交通量、路線名、センサス番号、センサス区間の起点・終点等の各関係データの見直しを行い、変更のある場合は、適宜修正を行っております。

30年度に行いました測定路線につきましては3ページをごらんください。1つ目が府中清瀬線、一般的には小金井街道と言われているものです。これの一部で行いました。それから、2つ目の調査地点が恋ヶ窪新田三鷹線、通常、連雀通りと言われているところですが、その一部で行いました。

わかりやすいところを見ていただきますと、10ページをごらんください。小金井市の地図が出ていますけれども、その中の緑色の部分が今回、府中清瀬線で行った小金井街道の一部の調査路線です。オレンジのところは恋ヶ窪新田三鷹線、連雀通りの一部路線ですが、その区間を調査し、それを評価いたしました。

調査結果は19ページをごらんください。府中清瀬線、恋ヶ窪新田三鷹線、ともに昼間、夜間の数字、一番左の L_{Aeq} というところを見ていただきたいんですけども、ちょっと太くなっているところです。その数字、それから、右のほうに環境基準、要請限度が載っておりますけれども、昼夜間ともにいずれも環境基準値を下回っております。

路線区間の評価結果は26ページをごらんください。26ページに30年度に行いました評価対象区間の結果が出ていますけれども、先ほどの緑とオレンジ色の路線の対象区間なんですけれども、4,888戸が対象で、昼夜ともに環境基準値以下は4,852戸、達成率が99.3%、昼のみ基準値以下が13戸、0.3%、夜のみ環境基準値以下が0戸ということで、昼夜ともに環境基準値を超えていたのは23戸、0.4%となりました。

次に、近接空間というのは、今回、路線の道路端から50メートルの幅の住戸を評価しています。近接空間というのは、そのうちの道路端から15メートルのところ、2路線以下の道路につきましては15メートルが近接空間というんですけども、そこにある住戸が2,515戸あります。ここで昼夜ともに環境基準値以下が2,502戸、99.5%、昼のみ環境基準値以下が2戸、0.1%、夜のみ環境基準値以下がゼロ戸ということで、昼夜ともに基準値超過は11戸、0.

4%となりました。

次に、非近接空間2,373戸、この非近接では、50メートルの幅の中で近接空間15メートルを除いた残りの35メートル、これを非近接空間と言います。ここに住戸が2,373戸ありますけれども、ここでの結果が、昼夜ともに環境基準値以下が2,350戸、99%、昼のみ環境基準値以下が11戸、0.5%、夜のみ環境基準値以下が0戸、昼夜ともに環境基準値超過は12戸、0.5%となりました。

これを、5年でローテーションを組んでいますので、5年前に同じところで調査しているんですけども、5年前の25年度の結果が下に書いてあります。これと今回、5年たちまして、また同じところで評価していますけれども、これと比べますと、昼夜ともに環境基準値の割合が0.6%減少しております。下を見てもらいますと、25年度の達成率が99.9%だったのに対しまして、今回、99.3%となりましたので、0.6%減少しているという結果になっております。

これを面的評価したところを数字でまとめたものなんですけれども、実際にどういうふうになっているかというのをわかりやすく見ていただきますと、ページを振っていないのでわかりにくいんですが、後ろのほうから見てください。一番後ろに現場写真が何枚かついていますけれども、現場写真の前を見ていただきますと、住宅地図の中に色がついているものがいっぱいあります。後ろから2枚目くらいを見ていただきますと、道路がありまして、その両端に濃い紫色のところと、その外に薄い紫色の地域があるかと思うんですけども、先ほど言った近接空間というのが濃い紫色のところですよ。道路端から15メートルのところですよ。その外側に薄い紫のところ、これが残りの35メートルで、合わせて50メートル。この道路端から50メートルの幅のところを面的に評価した数字が先ほどのまとめになっております。その中に住居があって、そこが何デシベルぐらいの騒音を受けているかという数字が入っているかと思えますけれども、これを数字的にまとめたものが、先ほどの26ページにまとめた達成率という評価になっております。

資料はたくさんついているので、また時間のあるときにごらんいただければいいかと思えますけれども、簡単に説明しますと以上のとお

りとなります。

以上で報告を終わります。

福士会長 さて、いかがでしょうか。

石田委員、どうぞ。

石田委員 26ページの評価を見て、5年前から見て改善されたと判断されるのか、0.6%はばらつきの範囲だから、あくまでも基準としてはこんなもんですという形で考えるべきなのか。もし改善したと言えるならば、市が直接じゃなくて、都がやったか、国がやったかわからないんですけども、何か改善するための対策があったのかどうか、この2点を教えていただけますか。今わかる範囲で結構です。

荻原専任主査 これにつきましては、0.6%減少したから環境が悪化しているのかと思われる方もいるかとは思いますが、この辺につきましては、そのときの道路状況、当然5年たてば道路というのは劣化していくので、騒音というのは大きくなっていくんですけども、もしその間に悪かった道路を改善して道路面が新しくなったりすると、逆に騒音は低くなったりするので、これについては誤差というか、この程度の数値の上下というのはあるのかなと考えていますので、環境基準の達成率が99.3%ですから、良好な道路環境が維持できていると考えております。

石田委員 わかりました。ありがとうございます。

福士会長 19ページの表の3-1のところに、今回の調査した結果の数値と、一番右側のところに環境基準と要請限度というものがあって、要請限度というのは許容量と言ったらいいんでしょうか。環境基準が例えば70なんだけれども、75のところまでは生活環境というものがそれほど侵されない範囲の中で許されるぐらいのというようなイメージなんでしょうか。

荻原専任主査 環境基準というのは、それを維持することが望ましいとされている値で、要請限度というのは、その数値を超えると、道路管理者に、騒音がひどいので修繕してくださいとか改善してくださいというのを要請することができる値という意味でございます。

福士会長 そうですか。わかりました。それで、この表の3-1をどう見るかということなんですけれども、確かに環境基準を下回っている、上回

っているというところでこの調査の意味があると思うんですけども、例えば府中清瀬線、小金井街道でしたか、新小金井街道でしたか。

荻原専任主査 小金井街道です。

福士会長 小金井街道。小金井街道のところで、68ですよ、昼間ですけども。環境基準が70ということなので、この関係をどう見るかということなんですけれども、確かに2ポイントほど低くなっているということはあるんですけども、国が求めている基準の相当近いところの数値が出ましたよということなんですか。ここのところの評価はどういうふうに見たらいいんでしょうか。例えば夜間でも、65に対して64ですよ。私は素人なのでよくわからない部分もあると思うんですけども、この数値は相当危険地帯まで入っているということなんですか。

荻原専任主査 確かに基準値に近いので、これは基準値以内だからいいとして考えるのか、それとも基準値に近いから、これはよくないんじゃないかと捉えるのかということかと思うんですけども、やはり自動車が走ると、それなりに音が出ますので、環境基準に近いからだめというよりも、その中におさまっていればいいと考えていただいたほうがいいかと思えますので、環境基準に近い68とか64という数字が出ていますけれども、だからもっと低くするようにしたほうがいいんじゃないかというよりは、おさまっているので、よしというふうに考えていただくというもので。

福士会長 そういうものとして評価をするということなんですね。

荻原専任主査 そうですね。

福士会長 下回っていることが大事なんだということですか。

荻原専任主査 はい。

福士会長 下回っていることが大事だということは、その周辺に住んでいる、近接と非近接とに分けられているようですけども、これは幹線道路ですよ。その周辺に住まわれている方の生活環境が著しく侵されているものではないというふうな評価をしていいんだということなんですか。

荻原専任主査 そう判断していただいているんです。

福士会長 どうでしょうか。それでよろしいでしょうか。

荻原専任主査 もちろん、騒音というのは感覚的なものなので、基準値を下回っているから、我々としては一応よしという判断をするんですけども、ただその数字をもって、人によっては、いや、うるさいから何とかしてくれという方はもちろんいらっしゃいますし、だから、そういう要望をどうやって今後は受け入れていくのか、改善していくのかというのは問題だとは思いますが、それは人によって感覚的な捉え方が違うので、そういうところについては難しいものがあると思います。

福士会長 それともう一つなんです。数字だけ教えていただきたいんですけども、26ページのところで、平成30年度と25年度の違いが書かれてありますよね。全戸数というのは、5年前ですと3,355戸で、30年度の場合には4,888戸ということで、1,500戸ぐらいは違っているという形で、5年間の間に調査地点に住まわれている方の世帯数がこれだけ増えたということなんでしょうか。

荻原専任主査 これはそういう判断になるかとは思いますが、ただ、実際に道路に近いところに住戸が増えたのかというところはあるかと思うんです。これは業者が地図と実踏で現場周辺を全部見て回るんです。それで、もちろん地図上でも確認して、マンションがあったりすると、そのマンションに実踏で行って、何戸あるかという数を数えたりするんですね。それなので、業者によってそれが正確なのか、正確じゃないのかというのはあつたりするので、この数字がほんとうにこれだけ増えたのかというと……。

福士会長 ちょっと第一印象としては、信憑性がないなということなんですよね。この5年間の間に人口が増えたとか世帯数が増えたといっても……。

荻原専任主査 確かに人口が増えたとか、戸数が増えたというのは市の統計上でも増えていて、確かに増えているとは思いますが、実際に1,500近くがほんとうに増えているのかどうなのかというところは、実際のところ、正直、クエスチョンのところがある。

福士会長 そうですか。調査会社は5年前と……。

荻原専任主査 違います。

福士会長 違うんですか。

荻原専任主査 はい。

福士会長 そうすると、何ていうか、調査した会社の性格の違いといったらいいか、それによってこの数値が大分左右されるというのだと、ここから出されてくる割合というのも大分違ってくるんじゃないのかなという気がするんですけどね。これは先ほど石田さんがおっしゃられたように、0.6%下がっているというのをマイナスとして評価するのか、そうじゃないと評価するのかというところにも大きく左右されてくるように思うので、確かに常に同じ会社で調査しなければいけないなんてことを言うつもりはないんですけども、この数値を見ちゃうと、なぜなんだろうという素朴な疑問は出てきてしまうんじゃないでしょうか。

鴨下さん、どうぞ。

鴨下委員 私も素朴にですけれども、19ページの表の3-1の68と70を比べたときに、これは決して低くないような気がしますし、小金井街道のところの第2地区の建物が来年完成して、多くの入居者と商業施設が入ったときに、この数値は簡単にクリアしちゃうんじゃないかなと思うんですが、そうしたときにはどうするのかかと逆に……。

福士会長 クリアというのは、環境基準を上回る可能性があるということですか。

鴨下委員 そうですね。環境基準を上回るのか、その業者さんが、これは69ぐらいにしておこうかなと思うのかはわからないんですけども、このぐらいだったらすぐ環境基準をオーバーしちゃうんじゃないかと思うんですけども。

福士会長 ここのところは審議会で議論すべき性格のものなので、私もこの数字を見ると、素人目にですけれども、環境基準に相当近づいてきて危ういところにあるんだなという印象を持ってしまうんですね。今、鴨下委員が近いようなことをおっしゃられていたと思うんですけども、どうでしょうか、皆さんのご意見は。

小柳委員、どうぞ。

小柳委員 資料のほうの6ページぐらにところに……。

福士会長 何ページですか。

小柳委員 ページ数は振られていないんですけども、後半の結果報告の7枚

目ぐらいで車の交通量を調べられているんですけども、特に夜間の騒音が気になって見ていたんですが、交通量自体が、実際、大型が増えているとか、その辺のデータはあるのかなというのが気になったんですけども、いかがですか。

福士会長 その辺どうですか。具体的な交通量の中身にかかわるようなところというのは、この調査報告の中ではどういうところに反映されているんでしょうか。

荻原専任主査 交通量につきましては、特段、交通量が増えたとか、大型車が増えたとか、そういう評価はしていないので、当然、そういうものが増えれば、騒音の数値にも反映していくと思っていますが、特段、交通量だけの判断はしていません。

福士会長 そうですか。私とか鴨下委員のおっしゃっているように、結構環境基準に近いところで推移しているんだなということで、危ういよというようなスタンスで報告書を書かれるんだとすると、そこのところの実態調査が欲しいですし、それから、こういう調査結果というのは、先ほどおっしゃられたように、5年間の道路の劣化状況によっても大分左右されるという話ですので、そういうものがこの調査報告の中に反映されていないといけないんじゃないのかなということになるんだろうと思うんですね。その辺、どういうふうにかえたらいいんでしょうか。

鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員 天気のごあいはどうですか。天気、空気が澄んでいると、音が聞こえやすいとか、雨の日には音が聞こえにくいとか、この調査の日にちの天気とか、そういうのはとられていますか。

荻原専任主査 天気につきましては表記はないんですけども、ほんとうはそういうものもあると思います。雨の日と晴れの日とで違うと思うので。ただ、調査機会につきましては、なるべく好天の日に行くようにしていて、事前に雨が降っていたりとか、今週は雨だからというときには委託業者のほうと相談して日にちを変えてもらって、好天の日に測定していますので、天候による毎年の違いというのではないかとは思いますが。ただ、これは3日間やっているんですけども、その間に雨がばらついたとか、そういうことは今までもありましたけれども、おおむ

ね好天のときを狙って測定しています。

福士会長

どうぞ。

鴨下委員

第2地区の建築の説明会に出たときに、いろいろなテナントが入ると。じゃ、お客さんはどういうところから呼び込もうとしているんですかといったら、府中のほうから呼びたいというようなことを言われていたんですよね。ヨーカドーのときもそうなんですけれども、意外と南のほうからお客さんを、特に車で集客したいということは、ヨーカドーの第2地区のテナントというかマンションの人たちも言っているんですよね。ということは、必然的にまたできれば、車はそちらから来るのはもうわかっていることなので、当然、それにまた騒音とか、もろもろの問題が起きてくると思うので、増えることは確実ではないかなと思うんですけれども。

福士会長

この審議会では、今日、報告事項という形になっているので、どこまでこの審議会で議論したらいいのかということにはちょっと私もよくわからない部分があるんですけれども、この報告書自体は、実地調査をした調査会社から出てきた報告をもとに、例えば19ページのように調査結果という形で書いてあって、しかも、この報告書自体は小金井市の名前で出すものなので、おそらく調査会社がこういうような調査報告書を出したといっても、市のほうの意見をそこに加味しながら公表するという性格のものになってしまうわけですよね。それは当然そういうふうになりますよね。

そうすると、どうなんでしょうか。審議会としては、5年間の道路の劣化状況であるとか、これからの人口の増加であるとか、大型の商業施設なんかがこれから増えてくるということになってくると、道路の使用状況というんでしょうか、車の使用頻度が高くなってくると、可能性としては、この騒音レベルが上がることはあっても、下がることはちょっと考えにくいんじゃないかというのが全体の私なりの印象なのかなと思っているので、その辺のことをいま一度、この調査報告の中に加えていただいて、いま一度、ここの評価のところを再検討してもらおうというわけにはいかないんでしょうか。つまり、ここに出された意見を市のほうで一度引き取っていただいて、この19ページ等々に書かれてある調査結果、これはある種の結論だと思うんですけ

れども、こういう結論になるのかどうか、もう一度再検討していただくということはできるのか。

荻原専任主査 もちろん、ここで出たご意見を今後どういうふうに市政、施策に生かしていくべきかというのは我々が考えなければいけないことだと思うんですけども、この測定につきましては、国のほうで出している常時監視マニュアルに沿って、こういうふうに測定しなきゃいけないよ、こういうふうに評価しなさいよというものを守りながら委託業者のほうで報告書として上げてきたものなので、それを加工するとかどうか、意見という……。

福士会長 そうか。この報告書のつくりそのものも、ある種のマニュアルに従ってつくられている性格のものなので、今ここで議論している点は、この調査結果やここの審議会で出されたことを踏まえて、それを今後の政策の中にどう生かしていくのかという、またちょっと次元の違う問題だということをおっしゃっているわけですね。

荻原専任主査 そうですね。これはこのまま環境省のほうに報告して、国のほうで道路行政についてどういうふうな判断をしていくのかということになるので。

福士会長 今のようなフレームワークでこの調査報告書というものを議論すると。出された意見というのは、今後、市のほうとして受けとめていただいて、結果的には環境基準を上回らないように、政策的にどのように努力をしていくのかという話にならざるを得ないので、そのところはまた別の問題ですということですよ。

どうでしょうか。

石田委員 結局、今の話に加えてもなんですが、基準を超えたらどうするのかということは、国の基準である意味決まっています、責任がどこかというのははっきりしていて、どう対策しなければいけないかも決まっているものじゃないんですか。つまり、我々がここでやるのは、報告書のここに入れてくれとかいう意見が出てくるのはあり得ると思うんですけども、1つは書式が決まっていると。それから、これをどう対策して、どう生かすのかということも、これはあくまでも調査が専用を資料であって、そのための報告をしているのであって、これをどう活用するかということは、ここで決める話ではなくて、国の基準とか

都の基準があったりして決める話だから、正確に情報を上げて、ぎりぎりですよということをわかってもらう。この一帯全体が危ないですよと。局所的にまずいのか、一帯としてずっとまずいのかということは、国が考えて対策しなければいけないと。

つまり、小金井市としてまず絶対にやらなければいけないのは、正確な数字を偽りなく出して、問題点ならば、当然、法の定めるところに従って、国がその基準を守るような騒音対策をしなければいけないという話だと思うので、実際にやるのが市に返ってくるかどうかは別の話で、次の問題だと思います。その判断してどうとるかというのは法律的に決まっています、それに従ってやらなければいけない話じゃないかと私は理解しているんですけども、それはどうでしょう。

荻原専任主査　そうですね。そもそもこの常時監視という業務自体が移管事務で、国から都、都から市に落ちこちてきたものなので、それを市のほうで調査測定して国のほうに上げていくというものなので、うちのほうとしては、今、石田委員が言われたように、どれだけ正確に調査できるか業者に徹底させるようなところかなと思っています。

福士会長　ただ、そうはいっても、これは私がある意味で言うと勇み足的な発言になるかもしれませんが、確かに今日のところは報告事項なので、報告書がある種、国だとかで決められているフォーマットに従って粛々と調査をした、その結果がこうでしたと。この数字に誤りがないということであれば、それはそういうものとして受けとめざるを得ないので、わかりましたということでこの審議会は済むのか、それとも、これだけの委員の方がいらっしゃるわけだから、この報告書を読んで、こういうところに問題点があるんじゃないでしょうか、その問題点の指摘だけはさせていただくということもまた、この審議会の委員、我々の任務なんじゃないのかなと思ったりもするんですけども、この認識は間違っていますでしょうか。

石田委員　私に……。どっちが答えるべきか……。

福士会長　ちょっと頼りない会長で申しわけないです。

鈴木さん。

鈴木委員　私も常々そう思っていました。先ほどのダイオキシンの大気質調査の件もそうですけれども、今と次の自動車騒音とかもずっとそうです

けれども、結果を知らされて、これは確かにそう。それで終わりにして、私たちは何をしているのかなと思っていたことが時々あったので、ここで出た意見をここに載せなくても、市役所のほうの方で冊子に残すとか、こういう意見があった、これからどうしたらいいのかというのをちょっと気にとめていただければありがたいなと思います。

福士会長

そうですね。私もどちらかというとなそういう立場なんですけれども。

その点で言うと、同じことの繰り返しになりますけれども、意外に調査した結果が環境基準に近いところのぎりぎりのところで数値が出てきていますよということと、自動車の量が増えてくるのが、おそらくトレンドとしてはあるんでしょうから、環境基準にますます近づいて、もしかすると、それを上回ってしまう可能性は、また5年後に調査するんでしょうけれども、そういうリスクな部分をはらんでいるんじゃないでしょうかということが審議会の委員から出されたということ、当然議事録には残ると思いますけれども、それを今後の政策に生かす場合に、ちょっとお考えいただければということだと思いますけれども、ちょっとまとめ方が間違っているのかもしれないけれども。

どうぞ。

宗野委員

東京都もそうなんですけれども、環境基準ということで、先ほど委員もおっしゃっていましたが、ダイオキシンのところで、環境基準との関係だとかも言われていますけれども、ダイオキシンについては大きな流れとして、平成10年代の初めに、見ていらっしやると思いますが、焼却施設がしっかりしていなくて、特に産廃のものがしっかりしていなかった。一廃のものもそうですけれども、そういうことがあって、今、非常に厳しくなっている。測定をそもそもちゃんとしていなかったのが、ダイオキシンの特別措置法というのができて、相当多くなっているんですね。ですから、その辺では、ほんとうはあまりもう心配しなくてもいいんですよということを環境省や東京都や役所側のほうがもう少しアピールをしていったらいいのかなというところだと思います。

あと、騒音のことも市のほうで測定していただいていますけれども、そもそもどういう意味合いで測定しているのかというのはあると思

ます。住宅地みたいなところではかる場合もありますし、たくさん車が通るところをはかろうみたいな話もありますし、あと、傾向としては、東京都としては、車の台数なんかは減っている傾向に都内ではあるはずなので、全体的な道路のネットワークがだんだん形成していきますから、場所によって増えたり減ったりはあると思いますけれども、大きな傾向としては減っていく傾向にあって、どんどん基準値に近いから心配だと単純に、これだけを見て思う必要はあまりなくて、ずっととっているのであれば、その傾向を見て、どなたか委員もおっしゃっていたと思いますけれども、前のときの傾向と比べて、もしも悪くなっているのであれば、こういうことがあるんじゃないのかなとか、そういうことを抽出して、それを改善していくような。前の形のものが無い形で、これだけ見て何かというんだと、ちょっとわからないと思いますけれども、毎年やっぺらっぺらしているのか、ある期間でぴっちりやっぺらっぺらしているのかわかりませんが、多いところでやっぺらしているのであれば、しかも道路の交通量が増える要素があるのであれば、そういうところはまた増える可能性もありますけれども、全体の傾向とすると、車の台数も減ったりということもあるものですから、単純に環境の基準値に近いから危ないんだみたいなことを単純にはなかなか……。都内にたくさんこういう地点がありますので、市内でそもそもこの2つの地点を選定しているんですけども……。

福士会長

2つの地点を選ばれているんですけども、調査地点の性格によって調査数値が大分違ってくるといのは当然のことだと思うんですが、10ページのところに絵が描かれているように、この調査地点は武蔵小金井の駅の南口のところで、また再開発が進んでいますし、大型商業施設や大きなマンションも今、建てられていますので、おそらく傾向としては、車の量というものは増えておかしくないんじゃないかと思うんですよね。

宗野委員

その場所とかによってなんですね。東京都だと、大規模な駅前の施設は、東京都の条例のアセスメントの対象になっているかはわかりませんが、考え方として、大規模な商業施設なんかをつくる時には、東京都の場合、条例のアセスなんかがかかると、事前に交通量がこれぐらいだよということを把握しておいて、予測をして、実際に

物をつくって、その後に事後調査でフォローをして、予測の範囲内だよね、予測をちょっと超えちゃったけれども、対策としてフォローをしなきゃいけないねみたいなことは考え方としてあると。

だから、もしも車の流入が増えたとしても、対策としてはいろいろやり方は全くないわけじゃないと思いますので、ただ、商業施設ができると悪化するのを待つしかないみたいな、単純にそこもそういう話とはまた言えないんじゃないかなと思うんですけども。

福士会長 ヨーカドーの前の再開発のところというのは、今、委員がおっしゃられたように、交通量だとかも含めたアセスメントというのはやられているわけですか。

荻原専任主査 確認はしていないですけども、おそらく都市計画課とかのほうでやっているかと思います。

福士会長 そうですか。当然、商業施設ができたり、大型マンションがつくられているので、人口が増えていくわけでしょうから、それに伴っての生活環境がどうなるだろうか等々のことというのは、おそらくその守備範囲の中に入っていないきゃおかしい話ですよ。そのことと調査結果というものを横並びに見たときにどういうふうに見えてくるのかというのはあるだろうと思うんですけどね。

鴨下委員 この小金井街道は府中のほうから来て、市民交流センターの南側に一方通行の道があるんですけども、このマンションの入居者の人の車はあそこから入ってくると最初の説明会で聞いたんですよ。商業施設の車も小金井街道から一方通行に入ってくると。ぐるっと回ってどこか地下か何かに入るらしいんですけども、だから、あそこの一方通行の道をメインで使うという説明だったんですよ。そうすると、ただでさえ、あそこはどんどん交通量が増えているところに、入居者の人の車とお店に来る人の車が全部あそこに入ってくるようなイメージかなと私は思うので、あの辺の環境は最悪になるんじゃないかなと。

イトーヨーカドーのほうに来る車はもうちょっと西のほうを回すと思うので、そこでバッティングしないようにするのもかもしれないんですけども、あまりあそこの道はそういうふうに使ってほしくはないなと思うんですけども、結果的にあそこになると私はそのときに聞いておりますので。

それともう一個、これはこの調査とは違うんですけども、風があ
の辺はすごいんですよ、ヨーカドーの横というか、アクウェルモー
ルの後ろというか。ただでさえ歩けないぐらい風が吹くのに、また今
度、ツインタワーというかあれが出てきて、どんなふうになっちゃう
のかというのも個人的には危惧していますけれども、これはこの話と
はちょっと別ですけれども。

福士会長 いずれにしましても、この調査報告は調査報告として、数値に誤り
がないのであれば、これはこの場でご承認をいただいて、ここに出さ
れた意見は議事録に当然残りますので、それを市のほうで読み解いて
いただくなり、あるいは都市計画課とおっしゃいましたけれども、調
査地点は連雀通りに面していますけれども、再開発に伴って交通量が増
えるかもしれないと。この調査結果に出てくる数値というものが環
境基準に近いところで出てきてしまっているんで、環境基準を上回ら
ないような努力をしていただく必要があるんじゃないかなというのが
全体のトーンのような気がしますので、その辺を踏まえていただければ
と思います。

荻原専任主査 はい。

福士会長 こういうまとめ方がいいのかどうか、申しわけないところですが
ども、済みません、次の議題に移らせていただきたいと思います。

次、報告事項の（３）、資料の４になりますけれども、道路交通騒
音と振動の要請限度調査結果についてということで、事務局、お願い
いたします。

荻原専任主査 引き続き、説明いたします。

また同じような調査になりますけれども、今度は要請限度に係る自
動車交通騒音と振動の調査もしております。

３ページをごらんください。調査をしていますのが、市内を走って
いる５本の都道、杉並あきる野線から、新宿国立線まで、この５本の
都道について騒音と振動の調査をしております。

調査地点につきましては、６ページをごらんください。この５地点
で調査しています。２番目の地点につきましては、常時監視の測定と
調査地点を同じところで行っております。

測定結果ですけれども、１７ページをごらんください。こちらのほ

うに騒音の測定結果が出ております。この5地点も、昼間、夜間ともに環境基準、要請限度を下回っております。

それから、振動の測定結果が24ページになります。振動のほうは環境基準がないので、要請限度との比較になりますけれども、太字になっていますけれども、 L_{10} というところで評価しますけれども、ここの数字と見比べますと、振動も要請限度の数値を下回っております。

というところで、また残りの資料のほうは時間のあるときに見ていただければいいかと思うんですけれども、私のほうからは、簡単ではありませんが、ご報告を終了させていただきます。

福士会長 どうもありがとうございます。

それでは、委員のほうからご質問いただきたいと思います。

これ、環境基準はなくて、要請限度があるわけですか。

荻原専任主査 振動のほうはそうですね。環境基準はないですね。

福士会長 先ほどの調査でしたら、基準を上回っているので、改善しなきゃいけないので要請するというふうな理解で受けとめたんですけれども、環境基準がなくて要請限度があるというのはどういう理屈になっているんでしょうか。こういうことにあまりこだわっちゃいけないのかな。

石田委員 いや、定義は定義ですから、明確にしておいたほうがいいんじゃないですか。こういう質問が出たときのために。

荻原専任主査 騒音・振動基準集というのがあるんですけれども、そちらのほうにも特に振動についての環境基準がないのはというようなところはないので、何かの折に東京都に聞いて調べておきますので。

福士会長 そうですか。済みません。いかがでしょうか。

池上委員、どうぞ。

池上副会長 先ほどのもそうなんですけれども、騒音のほうは等価騒音レベルという計算式が何かしらあるんだと思うんですけれども、振動のほうは L_{10} 、10パーセンタイル値のところ太字になっているのは、これを要請限度と比較する……。

荻原専任主査 そうですね。振動の測定につきましては、騒音・振動基準集という、こういう基準で調査しなさい、判断しなさいというのがあるんですけれども、 L_{10} とあって、上5%と下5%をカットした数値で判断す

るところでL₁₀というんですけれども、ここで判断しなさいというのがマニュアルの評価の基準になっておりますので、この数値で評価します。

池上副会長 これは上5%と下5%を切っているんですか。上10%を切ったところの数値ではない？

荻原専任主査 いや、違いますね。L₁₀というのは、上の5%と下の5%を切った残りの数値の平均値で判断するという数値になります。

池上副会長 そうすると、例えばL₉₅というのはどうなりますか。上から5%、10%、50%、90%、95%をとっているところじゃないかなと、グラフを見て思っていたんですけれども。

荻原専任主査 L₉₅とかの意味ですよ。

池上副会長 そうです。

荻原専任主査 L₁₀も含めてですけれども。

池上副会長 95は時間の割合で、下から5%のところはL₉₅、上から5%がL₅なんじゃないかなと思って見ていたんですけれども。

荻原専任主査 済みません。そこのお答えも次回以降の宿題ということで。

池上副会長 L₁₀で比較するというのがそのガイドラインなんですね。

荻原専任主査 はい、そうです。

福士会長 じゃあ、その点は宿題ということで、よろしくお願いします。

荻原専任主査 はい。

福士会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、もう一つ報告事項がございます。(4)の小金井環境賞というのは資料がないのでしたっけ。口頭で説明いただけるのでしょうか。

では、よろしくお願ひいたします。

鳴海主事 ご報告させていただきます。

令和元年度小金井市環境賞についてでございます。

小金井市では、小金井市環境基本条例が制定された平成15年度を環境元年と位置づけまして、環境活動に功績のあった市民、市内の団体または事業者の方の表彰を行っております。

今年度につきましては、第17回小金井市環境賞候補者を募集しますということで、既に市報の6月1日号、ホームページには掲載して

ございますが、9月13日まで募集をしているところでございます。委員の皆様の方に環境保全活動で功績のあった個人または団体、事業者の方がいらっしゃいましたら、ぜひ環境係のほうまでご推薦いただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上になります。

福士会長

じゃ、今日はアナウンスというところですね。

鳴海主事

はい。

福士会長

わかりました。今、係の方がおっしゃられましたように、この審議会委員の皆様の中にも賞に値するような、これは個人でもいいし、団体でもよろしいわけですか。

鳴海主事

そうです。

福士会長

紹介をしていただければということですので、よろしくお願いいたします。

こちらのほうでその他ということを用意してございませんけれども、皆さんのほうから何かここで発言をしておきたいということがございますか。よろしいでしょうか。

それでは、次回の審議会の日程についてということで、事務局からよろしくお願いいたします。

眞柴係長

そうしましたら、次回の日程なんですけれども、8月8日木曜日もしくは8月9日金曜日の午前中のどちらかで審議会を開催したいと思っております。日時が確定次第、また改めてご連絡させていただきますので、その際はよろしくお願いいたします。

現在、次期環境基本計画のプロポーザル審査が5月に終わり、業者が選定されました。そして今、業者と仕様等の打ち合わせをしております。7月中には契約を結ぶという形になっておりますので、8月から次の計画に向けての話し合いとかそういったものを進めていく形になると思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

福士会長

次回が8月8日か9日のどちらかになると。これはまたお知らせしていただければということですので、よろしくお願いいたします。

それから、先ほど審議会の前に事務局と副会長の池上さんと相談させていただいたんですけれども、次回だけ私、プライベートな都合で

どうしても出席できないものですから、代行という形で、次回は副会長の池上さんをお願いしてありますので、引き受けていただきましたので、よろしく願いいたします。その件については申しわけありません。

それでは、今日の議題、報告事項、全て終わりましたので、これで散会したいと思います。今日はどうもありがとうございました。

—— 了 ——